

## 第 4 次食育推進基本計画（国）の概要

令和 3 年 3 月 31 日、「第 4 次食育推進基本計画」が食育推進会議（会長：農林水産大臣）で決定されました。

国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、SDGs の考え方を踏まえながら、多様な関係者が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進することとしています。

### 1 第 4 次食育推進基本計画の概要

#### (1) 食育をめぐる現状と課題

- 高齢化が進行し、栄養バランスへの配慮の重要性が増す一方、食に関する国民の価値観や暮らしのあり方も多様化し、健全な食生活の実践が困難な場面も増加。伝統的な食文化が失われていくことも危惧。
- 食の供給面では、農林漁業者や農山漁村人口の高齢化・減少が進む中、食料自給率が低下している一方、食品ロスが発生している。また、地球規模の気候変動の影響が顕在化しており、食の在り方を考える上で環境問題を避けることはできなくなっている。
- 「SDGs（持続可能な開発目標）」においても、栄養改善や教育、持続可能な生産消費形態の確保などの食育に関係が深い目標があり、食育の推進はSDGsの達成にも寄与。
- 「新たな日常」に対応してデジタルツールやインターネット等を活用していくことが必要。
- 上記を踏まえ、以下の 3 つを重点事項とし、SDGs の観点から相互に連携して総合的に食育を推進する。

#### <重点事項>

- 重点事項 1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（国民の健康の視点）
- 重点事項 2 持続可能な食を支える食育の推進（社会・環境・文化の視点）
- 重点事項 3 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進（横断的な視点）

#### <食育推進の目標：16 の目標と 24 の目標値>

追加、見直しを行った主な項目

栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民の増加

学校給食での地場産物を活用した取組等の増加

産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の増加

環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の増加 等

(2) 計画期間

2021年度からおおむね5年間を計画期間とする。

\*令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

## 2 第4次食育推進基本計画（概要版）

資料8『私たちが育む食と未来「第4次食育推進基本計画」（農林水産省）』をご覧ください。

こちらの概要版は、次期札幌市食育推進計画策定の際に使用しますので、保管いただきますようよろしくお願いいたします。

- ・ 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標（資料8の23～24ページ）
- ・ 第4次食育推進基本計画で推進する内容（抜粋）（資料8の25～26ページ）

### 【参考】食育推進基本計画

食育推進基本計画は、食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進会議が作成し、施策についての基本的な方針や食育推進の目標等を定めるもので、国が5年ごとに作成しています。

これまでの検討の経緯は次のURLでご覧になれます。

<URL> <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kaigi/suisin.html#r2>